9	34° 48′ 06.3245″	137° 50′ 51.7936″
10	34° 48′ 07.4323″	137° 50′ 51.5498″
11	34° 48′ 08.0669″	137° 50′ 50.9830″
12	34° 48′ 09.0187″	137° 50′ 49.0520″
13	34° 48′ 08.7114″	137° 50′ 49.1191″
14	34° 48′ 08.6244″	137° 50′ 48.9553″
15	34° 48′ 07.1213″	137° 50′ 47.8478″
16	34° 48′ 07.0203″	137° 50′ 47.1465″
17	34° 48′ 07.4401″	137° 50′ 46.3720″
18	34° 48′ 07.5175″	137° 50′ 45.9994″
19	34° 48′ 07.7725″	137° 50′ 46.0385″
20	34° 48′ 07.9332″	137° 50′ 46.0555″
21	34° 48′ 07.9740″	137° 50′ 46.0589″
22	34° 48′ 07.4307″	137° 50′ 47.0431″
23	34° 48′ 07.4302″	137° 50′ 47.4672″
24	34° 48′ 08.3267″	137° 50′ 48.0706″
25	34° 48′ 08.6167″	137° 50′ 48.4023″
26	34° 48′ 09.0853″	137° 50′ 48.3818″
27	34° 48′ 09.5051″	137° 50′ 48.0089″

○国土交通省告示第二百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

江津裏谷

二　砂防法第二条の土地の表示

石川県白山市河内町福岡レ、同市河内町福岡夕及び同市河内町江津イの区域内の土地のうち、次の一点と二点を結んだ線、二点と三点を平成三十一年国土交通省告示第二百九十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、三点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
一点	北緯二六度二一分二〇秒六六六三	東経一三六度二七分〇三秒四六五八
二点	北緯二六度二一分一〇秒五八六七	東経一三六度二七分〇四秒二七五七
三点	北緯二六度二七分〇四秒二七五七	東経一三六度二七分〇六秒三八三二
四点	北緯二六度二一分一九秒二九二一	東経一三六度三七分〇五秒〇四〇七
五点	北緯二六度二一分二〇秒〇〇四八	東経一三六度三七分〇三秒八二七四
六点	北緯二六度二一分一八秒一一二六	東経一三六度三七分〇一秒四六二一
七点	北緯二六度二一分一五秒一九九五	東経一三六度二七分〇二秒二五六四
八点	北緯二六度二一分一四秒九六五九	東経一三六度三七分〇一秒九一六〇
九点	北緯二六度二一分一六秒九八三一	東経一三六度三七分〇〇秒一五九九
十点	北緯二六度二一分一六秒六九九九	東経一三六度三六分五九秒二八五〇
十一点	北緯二六度二一分一七秒八〇八四	東経一三六度三六分五八秒六三七一

○国土交通省告示第二百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

家下川

二　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市南区似島町の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線、十五点と十六点を令和三年国土交通省告示第千四百八十号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、十六点から二十三点までを順次結んだ線及び一点と二十三点を令和六年国土交通省告示第三百五十二号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 18′ 40.0559″	132° 25′ 53.1274″
2	34° 18′ 40.5684″	132° 25′ 54.0693″
3	34° 18′ 40.1607″	132° 25′ 55.1839″
4	34° 18′ 39.8098″	132° 25′ 56.4288″
5	34° 18′ 39.3396″	132° 25′ 56.6804″
6	34° 18′ 38.7385″	132° 25′ 56.3302″
7	34° 18′ 38.1287″	132° 25′ 56.7988″
8	34° 18′ 38.3443″	132° 25′ 57.3221″
9	34° 18′ 38.3152″	132° 25′ 57.3395″
10	34° 18′ 38.1011″	132° 25′ 56.8200″
11	34° 18′ 36.6261″	132° 25′ 58.2963″
12	34° 18′ 35.7763″	132° 25′ 58.6313″
13	34° 18′ 34.6537″	132° 25′ 58.4435″
14	34° 18′ 33.7724″	132° 25′ 59.5008″
15	34° 18′ 33.0086″	132° 25′ 59.8794″
16	34° 18′ 32.9472″	132° 25′ 59.3635″
17	34° 18′ 32.8957″	132° 25′ 58.9068″
18	34° 18′ 33.7437″	132° 25′ 57.8102″
19	34° 18′ 34.8798″	132° 25′ 57.1236″
20	34° 18′ 36.0719″	132° 25′ 56.6949″
21	34° 18′ 37.5454″	132° 25′ 55.0876″
22	34° 18′ 38.2369″	132° 25′ 55.0509″
23	34° 18′ 38.2063″	132° 25′ 54.7866″

○国土交通省告示第二百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

香府子畠一

二　砂防法第二条の土地の表示

鹿児島県熊毛郡南種子町島間の区域内の土地のうち、次の一点から十八点までを順次結んだ線及び一点と十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	30° 28′ 01.3936″	130° 52′ 41.6271″
2	30° 28′ 00.4254″	130° 52′ 43.5195″
3	30° 28′ 00.8242″	130° 52′ 44.6509″
4	30° 28′ 00.3379″	130° 52′ 45.6288″
5	30° 27′ 58.3829″	130° 52′ 45.6776″
6	30° 27′ 57.7047″	130° 52′ 50.7813″
7	30° 27′ 56.9060″	130° 52′ 52.3116″
8	30° 27′ 56.0361″	130° 52′ 52.1799″
9	30° 27′ 56.7180″	130° 52′ 51.0350″
10	30° 27′ 55.9582″	130° 52′ 49.9711″
11	30° 27′ 56.7024″	130° 52′ 48.5667″
12	30° 27′ 56.1602″	130° 52′ 46.7388″
13	30° 27′ 56.6334″	130° 52′ 44.8275″
14	30° 27′ 57.2306″	130° 52′ 43.8835″
15	30° 27′ 57.6203″	130° 52′ 42.5429″
16	30° 27′ 58.9336″	130° 52′ 41.7661″
17	30° 28′ 00.4872″	130° 52′ 41.8259″
18	30° 28′ 00.9305″	130° 52′ 41.4891″

○国土交通省告示第二百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年二月三日

国土交通大臣　金子　恭之